【2026年12月度受講案内】

兵庫労働局登録教習機関（兵労基安登録第22号）
一般社団法人兵庫労働基準連合会姫路事務所
登録有効期限　令和11年3月30日

第6回 玉掛け技能講習のご案内

申込方法		電話・郵送又はインターネットによる予約・申込を受け付けています。 お申込みされる方は、ホームページの「各種講習の申込」（技能講習の予約・申込）を選択し、いずれかの方法でお申し込みください。
講習日時・講習会場	1日目（学科）	2026年12月7日（月）　9:20～17:40　一般社団法人播磨講習センター　姫路市網干区浜田1000-146
	2日目（学科）	2026年12月8日（火）　9:20～16:40（全科目受講者） 13:20～16:40（学科一部免除資格者）　一般社団法人播磨講習センター　姫路市網干区浜田1000-146
	3日目（実技）	2026年12月15日,2027年1月12日,1月13日,1月14日,1月15日のいずれか1日
受講対象者		満18歳以上
募集人員（定員）		50名
受講料等	受講料（全科目受講者）	26,400円（税込み）
	受講料（学科一部免除資格者）	24,200円（税込み）
	テキスト代	1,430円（税込み）　全科目受講者・学科一部免除資格者共通
	支払方法	受講料及びテキスト代は、講習開催日の5日前までに下記の口座にお振込みください。 入金が確認できない場合は受講をお断りしますので、予めご了承願います。 【振込先】 姫路信用金庫 東支店 普通口座 462681 （一社）兵庫労働基準連合会　姫路事務所
講習科目	学　科	クレーン等に関する知識　1時間 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識　3時間 クレーン等の玉掛けの方法　7時間 関係法令　1時間
	実　技	クレーン等の玉掛け　6時間 クレーン等の運転のための合図　1時間
時間割	1日目（学科）	9:20～ 9:30　オリエンテーション 9:30～17:40 ※　クレーン等の玉掛の方法
	2日目（学科）	9:20～12:30 ※　クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 12:30～13:20　昼食 13:20～14:20　クレーン等に関する知識 14:20～14:30　休憩 14:30～15:30　関係法令 15:30～15:40　休憩 15:40～16:40　学科試験
	3日目（実技）	7:50～ 8:00　オリエンテーション 8:00～ 9:00　クレーン等の玉掛け（質量目測） 9:00～10:05 ※　クレーン等の運転のための合図 10:05～16:20 ※　クレーン等の玉掛け（質量目測以外） 16:20～17:20　修了試験
修了証の交付		講習終了後、修了者に交付します。（原則即日交付）
当日持参するもの	学科開催日	受講票　筆記用具　身分を証明する公的書類（自動車運転免許証、マイナンバーカード、個人番号通知カード、社員証、学生証）
	実技開催日	受講票　印鑑　長袖作業服上下　安全靴　脚絆（安全靴が長靴の場合は不要）　笛（呼子笛）、テキスト 皮手袋　ヘルメット　昼食　飲料水等
その他		・インターネットで申し込まれる方は、受講料等入金後、兵庫労働基準連合会・協会ネット予約システムにアクセスし、受講票を印刷のうえ、受講時に持参してください。 ・遅刻した場合は、理由の如何を問わず、受講をお断りします。（受講料は返金いたしません） ・長袖作業服上下、安全靴、ヘルメットを着用していない受講者は、実技講習の受講をお断りします。 ・講習会場には、売店等がありませんので、弁当、飲料水等を持参してください。 ・播磨講習センターへお越しの際は、無料駐車場をご利用いただけますが、一部の実技会場には、駐車場がありませんので、お車でお越し方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。 ・修了証を交付する際、受領印をいただきますので、印鑑をご用意ください。 ・予約の取消手数料は無料ですが、お申込み完了後（受講料入金後）は、受講料の返金、次回講習への振替はできませんので、予めご了承願います。
播磨講習センター専用 無料送迎タクシー 要電話予約	往　路	【初　日】 山陽網干駅発　8:55　【乗車場所】 山陽網干駅前ロータリー南側 【2日目】 山陽網干駅発　8:55 （学科一部免除者専用　13:00）　【手配車両】 富士タクシー
	復　路	【初　日】 播磨講習センター発　17:55　【乗車場所】 播磨講習センター駐車場 【2日目】 播磨講習センター発　16:55　【手配車両】 富士タクシー
お問合せ 無料送迎タクシーの予約申込		（一社）兵庫労働基準連合会姫路事務所 〒671-1242 姫路市網干区浜田1000-146 （一社）播磨講習センター内 ☎079-224-6886
【備考】		1　講習日時・講習会場に☆印が付されている講習1日目・2日目は、班分けを行わず、合同で行います。 2　学科一部免除資格者は、クレーン・デリック運転士免許（従前のクレーン運転士免許、デリック運転士免許を含む）、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を指します。 3　3日目の受講日（実技講習の班編成）は、講習2日目にお知らせします。 実技会場は、日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所、山陽特殊製鋼(株)、日鉄テックスエンジ(株)を予定しています。 4　3日目の講習開始時刻・終了時刻は、講習会場の都合により、変更する場合があります。 5　時間割に※印が付されている科目は、休憩時間が含まれています。